

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

奈良県公安委員会

委員長 向 井 利 明

奈良県公安委員会規則第2号

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則

奈良県警察職員定数規則（平成3年10月奈良県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「690人」を「723人」に、「218人」を「204人」に、「908人」を「927人」に、「1,791人」を「1,758人」に、「102人」を「116人」に、「1,893人」を「1,874人」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。